

仙台伊達藩による平泉の遺跡の保護顕彰

佐藤 嘉広 (岩手大学平泉文化研究センター)

1. 平泉の概要

岩手県南部に所在する平泉は、11世紀末から12世紀のほぼ100年間、奥州藤原氏4代（藤原清衡、基衡、秀衡、泰衡）の政治拠点として繁栄した。当時、為政者の居館を中心として半径約2kmの範囲に複数の寺社が配置され、中心域では幅30mの東西路とそれと交差する南北路などにより地割されていて、都市的な様相を示していた。拠点を造営するにあたり、浄土思想を強く反映した各施設の配置が行われたと考えられている¹⁾。

文治5年（1189）に奥州藤原氏が滅亡した際、館などは焼亡したとされるが、中尊寺や毛越寺などの寺院群は鎌倉幕府によって安堵された。しかし、嘉

禄2年（1226）には毛越寺金堂が焼失し、その後も度重なる火災や戦乱などがあったことにより、平泉は徐々に衰退した。

現在の中尊寺は当時の建造物がほぼ失われ、幾度かの修理を経た金色堂が、唯一奥州藤原氏の輝きを伝えている。金色堂に隣接する経蔵は室町期の再建とされるが、他の堂舎はすべて近世以降に再建されたものである²⁾。同様に、毛越寺でも当時の建造物は失われ、主要な伽藍の基壇と礎石が淨土庭園とともに往時の壮大さを今日に伝えている。なお、毛越寺が飛地として管理する高館には、源義経が祀られた義経堂が近世に再建されている。

したがって、当時の様相についての多くは遺構として確認することになる。発掘調査などによって、



図1 現在の平泉と近世仙台藩の村区分（赤色のマークは本文で取り上げる主な場所）

寺院の主要伽藍が礎石建である一方、居館などは掘立柱建物であったことがわかっている。

2. 近世の平泉

近世の平泉は、仙台藩伊達氏によって支配された。現在の平泉町域のうち北上川から西の範囲は、関山中尊寺を中心とする中尊寺村、毛越寺境内を含み現在の平泉市街地から南と西に広がる平泉村、中尊寺村の西の戸河内村、平泉村の西の達谷村などに区分されている。さらに平泉村のうち、現平泉市街地を中心とする範囲は高館端郷として小区分された(図1)。

伊達氏は平泉の諸寺院を庇護したとされてきたが³⁾、仙台藩では寺院を「御一門格」、「御盃頂戴格」、「着座格」、「御召出格」に格付けしていたなかで、中尊寺一山のうちの金色寺(院)のみが「御召出格」とされている⁴⁾。毛越寺は当初は格付けされていなかったとみられるが、明和2年(1765)に隆藏寺が「御召出格」に、他の17寺が「御番組御取扱」とされたことが記されている⁵⁾。寛文5年(1665)に中尊寺及び毛越寺とも東叡山寛永寺の末寺となるが、その別当寺であった仙岳院(御一門格)の取次によってこれが実現したとされている。一方で地理的に平泉に近い正法寺や靈桃寺(いずれも現奥州市域に所在)などは「御盃頂戴格」であったことから、中尊寺に代表される平泉の寺院が、藩内で特に高い格を得ていたわけではなかった。

近世には、奥州藤原氏の居館跡などは、すでに本来の場所が不分明化し、伝承・伝聞等をもとに遺跡比定されている。18世紀半ばの『増補行程記』⁶⁾では、奥州街道の両側が「古跡也」とされながらも、遺跡伝承とともに田畠「屋村樹木入交」する景観が具体的に描写され、平泉が著しく農村化した状況であったことが見て取れる。また、「伽羅御所」とされている近辺で瓦が多く出土していることが特記され、遺跡伝承と出土遺物との関連付けが行われている。

なお、これまで仙台藩による平泉の遺跡の保護と顕彰についての体系的な研究は見られないようであ

るが、田中喜多美氏による礎石の取扱いに関する紹介⁷⁾やそれを承けての総合的な解説などがあるほか⁸⁾、近世に描かれた「平泉古図」と仙台藩による寺院の顕彰との関連が推測されたりしている⁹⁾。

3. 古跡等の記録

儒学を興隆し寺社の造営に尽力したとされる第4代綱村(在位1660-1703)を経て、5代吉村治世(在位1703-1743)以降は、藩による修史あるいは地誌の編纂が盛んになり、領内の歴史的事象が顕彰された。主なものとして『奥羽観蹟聞老志』(1719)、『封内名跡志』(1741)、『封内風土記』(1772)などが知られるが、特に、安永年間(1772-1781)に藩内の全村の地誌等を網羅的に記録した『安永風土記書出』(以下、「風土記」という。)は、当時の名所・旧跡、寺社の状況、そしてそれらの保護・顕彰に係る藩の認識を知るうえで重要である。平泉を記録したものとして、「平泉村風土記御用書出」、「毛越寺書出」、「中尊寺村風土記御用書出」、「関山中尊寺書出」、「中尊寺村代数有之御百姓書出」、「達谷村風土記御用書出」、「西光寺書出」などが伝わっている¹⁰⁾。

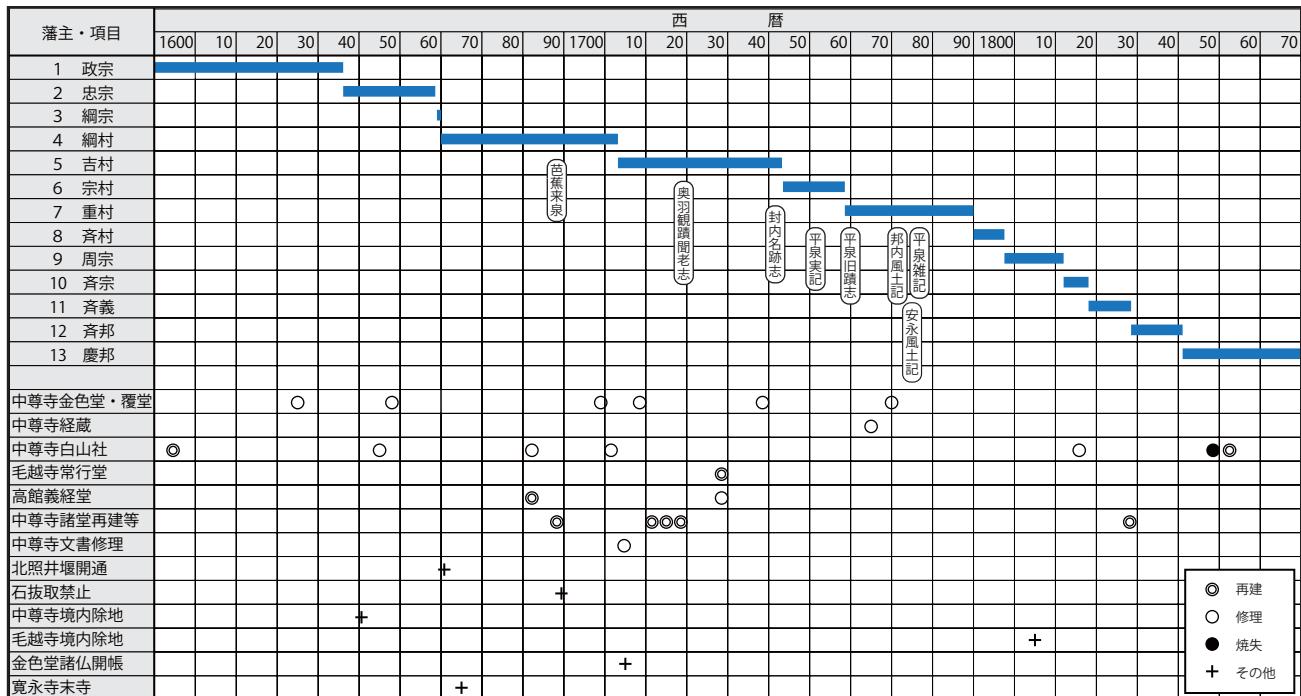
また民間においても、一時藩医を勤め、その後平泉の近在に居住していた相原友直(1703-1782)によって『平泉実記』(1751)、『平泉旧跡志』(1760)、『平泉雑記』(1773)が著されている。

4. 寺社の再建・修復と背景

藩による平泉の遺跡保護を考えるうえで、寺院等境内における堂舎の再建・修復がどのように行われていたかについて見ておく必要がある。遺跡化した境内に限らず、広く平泉の文化財に対する藩の行為を確認しておきたい(表1)。

中尊寺では、棟札等より、寛永年間(1624-29の間か)、慶安2年(1649)、元禄12年(1699)、宝永6年(1709)、元文3年(1738)、明和7年(1770)に、金色堂又は覆堂が修復されたことが知られる。このうち、慶安の修理が2代忠宗、元禄の修理が4代綱村によることが明記されているが¹¹⁾、他の修理につ

表1 歴代仙台藩主と平泉の寺院等の再建・修復及び関連する事項



いても、少なからず藩が関わっていたものと思われる。また、白山神社（図2）については少なくとも2度社殿の再建が行われたほか、大規模な修繕も行われている¹²⁾。さらに、神事に用いる道具類も伊達家より拝領していることが記録される¹³⁾。これは、白山神社における祭礼が伊達家の武運長久を祈ることを勤めとしていたことから、藩より格別の加護を受けていたことを示しているのかもしれない。

動産文化財に関しては、藩では経蔵に収められている73通の古文書・古記録類に特に重要性を認めて修復を行うとともに、以後の厳重な管理についても指示している¹⁴⁾。



図2 中尊寺白山神社（能舞台）の現況

毛越寺関連では、高館義経堂（図3）の再建・修復が重要である。天和3年（1683）の再建の際は、棟札によって藩の関りが明らかであるが¹⁵⁾、その後においても、毛越寺側から御林の伐木を資金源とした屋根修理を行いたい旨を申し出していることから、藩の関与が推定できる¹⁶⁾。

高館かさりのため 肯山様御代御植立被成置候
杉二千本餘、廻り四五尺以上迄御座候内、三尺
廻り七拾本被下置度奉願候（中略）右杉払代
金ヲ以繕修仕度奉存候



図3 高館義経堂の現況

また、享保13年（1728）の常行堂の再建後の祭礼においても、毛越寺から足軽借用の願が出されていて、藩との関係が継続している¹⁷⁾。

一方で、藩の主要な施設の根本資料とされ、寛文年間以降の修復等に関する建築概況を伝える「仙台藩修復帳」には、東照宮や鹽竈神社などの直接的に藩が関与した修復が記録されているものの、平泉関係寺社建築に関する記載はなく、堂舎の修復に関して、藩として後世まで記録すべき寺院としては位置づけられていなかったことがうかがえる。

平泉における修復等は、基本的に寺社側からの要請によって行われている。元禄の金色堂の修理の際には、5月に修復願に対する許可が出され、修復棟札には10月の日付が記載されている¹⁸⁾。また、白山神社社殿や常行堂の再建にあたっても、寺院側から願が出され、御林から伐木した用材やその売却益による資金繰りが期待されているが、後者については願から再建まで20年以上の歳月を要している¹⁹⁾。これらの再建・修復願などから、中尊寺・毛越寺とも近世を通じて厳しい財政事情であったことがうかがえる。

また、藩内における寺院格の向上についても、境内を除地とすることはいうまでもなく、下馬札の建立願²⁰⁾や、人数改めに際して銘々一枚證文として欲しい旨の願²¹⁾など、自ら腐心している様子がうかがえる。

5. 遺跡の保護

～礎石移動の禁止と植林

（1）遺跡の認識と保護の実態

仙台藩は遺跡化した状態の12世紀平泉に対し、積極的な保護施策を行ったのであろうか。

これまで、遺跡保護の根拠とされてきたのは、おもに次の史料である²²⁾。

一、旧跡石取人見当相断候事

右は訴訟有之ニ付証文取也

此度相出証文之事

一、当村御普請ニ付、御村人足共、御当山神仏御社 石場石□をハ取申ニ付、御公儀江ご披露可被成之 旨、御尤ニ奉存候。依之御訴訟申上、右之石、本所本所江相返し、其上、猶以来石場石立石は不及申、其近所之石ニ至ル迄、御普請江ハ不及申、自分ニ茂、手付為仕間敷候。為其御村吟味之上、肝入、組頭、連判を以如此指上申候。仍而為後日如件。

元禄二年二月七日

高館組頭

高館村肝入

隆藏寺

毛越寺一山

この史料は、元禄2年（1689）に藩から平泉村高館端郷に出されたとみられるもので、当事者である毛越寺（隆藏寺を含む）に伝達されている。

この文書の趣意は以下のとおり。

第1項

- ・旧跡から石を取った者の見当がついた
- ・訴訟となっていたので、証文を出す

第2項

- ・村内において、人足が寺社の礎石や立石を取つて普請していたことを藩へ報告したのは当然だ
- ・それらの石は現状復旧すること
- ・今後は、礎石などに加えてそれらの周辺の石についても、村内の普請だけではなく、寺社自らも移動することのないように

寺社境内の礎石等の移動を禁止していることから、藩が積極的な遺跡保護を指示しているかのようにも思える。しかし、元禄年間の高館端郷内では、土地の所有をめぐって、毛越寺衆徒と百姓との間に争論があったことが知られている。具体的な場所は、「熊野」、「花立」、「堂山」であり、現在の熊野神社から花立廃寺にかけての一帯、そして毛越寺旧境内を含む塔山の一部と見られる。元禄13年（1700）か

ら14年にかけて、争論の両当事者が藩に対して土地所有に係る経緯を説明している²³⁾。両者の主張から以下の内容を読み取ることができる。

- ・高館、熊野、花立、堂山にはそれぞれ複数の堂跡（礎石が露見している場所）がある
- ・土地の所有や開発に係る経緯について相互の事実認識に相違がある
- ・郡司は古跡を現状維持すべきことを村役人に指示している
「御郡司被成置候節、旧跡之分田畠ニ切起申間敷由、急渡被仰渡被指置候」（『平泉町史史料編一』288）
- 「（郡司）様御廻り之節、古社之分ハ田畠仕間敷御村肝煎ニ被仰付候」（『同』293）
- ・百姓による新田畠の開墾は、古跡の中心部（礎石建物跡）には及ぼさない意識がある
「（郡司）様御廻之節、古跡之處田畠ニ仕間敷由被仰付候而、堂跡ニ構無御座候」（『同』293）
- ・古跡周辺を開発した田畠には検地が行われ、課税対象地となっている（地目が切り替えられている）
「田地ニ罷成候處、切替ニ仕、残起目之田畠江ハ御竿を申請」（『同』293）
- ・開発（堤の造成）が堂跡に影響する場合、礎石を移動することにより堂跡を保護しようとしている
「熊野堂跡近所堤所ニ罷成候節、右堂跡江水上り可申かと、右堂跡之石六ツセツ、拙者山之内江御人足を以持上²⁴⁾、社構可仕由被仰付候得共」（『同』293）
- ・古社（跡）には、堂跡に隣接する窯跡も含めて認識されている
「三社之釜跡有之候、此所田地ニ（中略）小市郎手前人足を以払除させ」（『同』288）
- ・古跡堂舍周辺に、杉が植林されている
「（郡司）ハ、古跡堂社之廻りヘ杉苗御植立させ被成置候由ニテ、（中略）毛越寺古跡ヘ御植立

被成候」（『同』288）

（2）藩による平泉の遺跡保護

これらの史料から、藩が一定程度平泉の遺跡保護に関わっていた事実が知られる。しかし、以下の点に注意する必要がある。

- ・保護すべき遺跡対象は、「古跡」「古社跡」「旧跡」であり、それらは毛越寺関連寺社の遺跡に限定されている
- ・遺跡保護を記した二つの史料が、いずれも土地紛争についてのものである
- ・藩役人による遺跡保護の指示が、文書ではなく口頭で行われた例がある
- ・遺跡は必ずしも原位置において保護されるべきものと認識されていない
- ・寺社遺跡の範囲は非課税地（除地）と見られる

したがって、藩による平泉の遺跡保護は、毛越寺衆徒に関する寺社境内地と農民との間の土地紛争に係る特殊な事例である可能性を考慮する必要があり、藩全体としての遺跡保護の姿勢を示しているかについては、領内の他の重要な遺跡に関する保護策を確認して検証する必要があろう。

仮に平泉の事例を特殊事情と見た場合、それが出現した理由として、以下の点が考えられよう。

ア 寺院（社）跡が、礎石として容易に視認でき



図4 毛越寺金堂円隆寺跡礎石の露出状況

たこと（図4）

- イ 遺跡の保護が寺院を保護することに直結していること²⁵⁾
- ウ 特に毛越寺衆徒の土地と農地との入合が生じ、紛争が生じやすい環境にあったこと

ア、イについては、寺社の保護と興隆を積極的に進めた綱村・吉村の方針と一致したものであったのだろう。領内の主要な寺院では、陸奥国分寺が繁栄のピークを過ぎた寺院として類似した環境にあったと考えられるが、すでに17世紀前半の政宗の時代に主要な伽藍が再興されている。

ウについては、毛越寺衆徒の除地の範囲をめぐって19世紀初頭にも同様な事情が生じ、換地が行われ、衆徒は毛越地区へ一斉に移動している²⁶⁾。一方で中尊寺は関山全域を境内としていたため、農民との入合がなく、早い段階で一山除地となっていた。

これらより、平泉における遺跡の保護は、藩による寺院そのものの保護とも理解できそうである。

なお、寛文6年（1666）には、中尊寺が寛永寺の末寺として位置づけられたことを契機として、自らの保有する古跡等の保護を山内で申し合わせている²⁷⁾。

- 一 旧跡之堂塔・寺等建立候者ハ、一山衆評之上訴出、以御下知可相極（中略）
- 一 寺領一切不可売買、并不可令質物と寺社奉行所より被仰渡候間、一山什物・古器・宝物・文書等之類、又者寺領・山野・竹木等迄奪掠取、或ハ永代遙渡、質物等ニ致候ハ、此已後急渡停止之事

（3）平泉以外の藩内重要遺跡等の保護

「風土記」には遺跡に関する項目として、「旧跡」、「古館」、「古碑」、「古塚」があり、領内各村内の遺跡認識を知ることができる²⁸⁾。領内において、礎石を伴う現存寺社に関する堂塔跡以外の主要な遺跡は、第一に多賀城跡及びすでに完全に遺跡となつた多賀城廃寺があげられる。

市川村「風土記」には多賀城跡を「古館」の項目において次のように記載している。

- 一 多賀城跡 右ハ大野東人御居城之由申伝候、本丸ニノ丸之跡共石場今以相残、往古之瓦折節掘出申候事（中略）
但当村御百姓屋敷続、畑通御村野山境まで御居館境内と相見得申候事

この史料から、多賀城跡内にも農民が居住し、城跡内及びその周辺が畑地化していた状況が知られる。また、高崎村「風土記」では、多賀城廃寺について「旧跡」の区分として、「塔の越原」・「塔の跡」などと記載され、礎石が残存している状況が伝えられている。

しかし、藩として多賀城跡や多賀城廃寺への開発行為を規制した史料等は伝わっておらず、多賀城跡等についてどのような保護策が講じられていたのか明らかではない。むしろ、覆屋を構築するなどして積極的な保護が行われていたのが「多賀城碑」であったことは²⁹⁾、現存する寺社以外の遺跡に対する藩の認識を知るうえで重要であろう。

また、「風土記」でいう「旧跡」には、由緒ある寺社跡、屋敷跡などのほか、古戦場など一定の広がりを持つ場所や景勝地などを含んでいて、また、「跡」とされる場所についても遺構の有無はほとんど考慮されておらず、今日的な遺跡の概念とは異なっている。

なお、寺院については個々に書出が作成されていて、「風土記」にとって重要な要素であることはもちろん、藩の主要な施設として認識されていたことがここでも明らかである。

（4）平泉における植林と遺跡保護

「風土記」によれば、藩内には2000か所を越える御林があったことが知られている。現平泉町域でも、平泉村に13か所、戸河内村に12か所、達谷村に5か所が記録されている。平泉村内の13か所のうち、「護摩堂」、「金鶏山」、「高館古館」、「小金澤」の各御林

は、杉が植林されていたことが知られる。御林の機能については、財政的側面や社会的側面など多機能であったと指摘されているが³⁰⁾、当然、御用木の供給源でもあった。

平泉では、これらの御林以外でも、中尊寺、毛越寺など寺院境内に杉が植林されている。これらの植林は藩によるものと自前で行ったものがあり、やはり寺院側から藩への植林要請があったことが知られ³¹⁾、その名目として、古跡の莊嚴を保つことを意図していた植林もあったようである³²⁾。

為古跡嚴之先年堂跡廻り等江、杉御植立被下置候、勿論拙僧共自分植立所々ニ木数少々宛御座候を、折節御用木御伐方ニ罷成候而者、古跡嚴茂無之

御用木として杉が伐採されてしまうと、遺跡の莊嚴が失われるといった内容であり、伐木を免れるための願上ではあるが、大肝入を経由して藩役人へ上申されていることから、寺院の境内へ植林した趣旨のひとつとして、受け入れてよいのではないかと考える。

ただし、こうした寺院境内への杉の植林を、いわゆる旧跡・史跡・寺院を顕彰するために行ったもの、とする史料は見当たらないことから、御用木としての利用を想定していたことを除けば、純粹に「古跡嚴」を維持するために行ったと受け止めておいた方が妥当であるように思われる。

(5) 平泉の遺跡の顕彰

18世紀前半以降、藩が修史・地誌編纂を行ったことは、平泉の歴史を再認識させ、その顕彰にもつながったとみられる。それをひとつの目的として描かれたのではないか、と論じられたものに数々の平泉古図がある³³⁾。作成年代は近世から近代にかけてと考えられるが、それらの多くは、中尊寺利生院が所蔵する比較的古い段階とされる絵図などを、デフォルメしながら段階的に描き継がれていったと考えられる。それらは、奥州藤原氏一族の居館を肥大化させて描き、現在とは流路を異にした北上川に沿って

武家屋敷などの街並みが描かれ、中尊寺や毛越寺に関連する施設は、絵図上方に比較的小さく描かれている。

こうした古図の多くが中尊寺など現平泉町域に伝わっていて、さらに、古図の内容も、史実の反映というよりは往時の自己主張を意図しているとみられる事などから、藩など他者による平泉の顕彰というより、「寺領あるいは抱地の除地といった経済的側面」が大きかったと考えるべきであろう³⁴⁾。

中尊寺・毛越寺は、しばしば藩に対して年貢等の減免や堂舎等の修復を願い出るが、その際、勅願であること、奥州藤原氏の建立であること、慈覚大師の開山であること、源頼朝により安堵されたこと、寛永寺の末寺であることなど、寺院の由緒を何度も繰り返し主張している。こうした背景と古図の内容が、よく対応しているように思われる。

確かに、初代政宗以降歴代の藩主は、平泉を直接参詣している。しかし、それらは平泉諸寺院に限ったことではなく、領内の他の目的地を含めた巡行であったことが知られている。修史・地誌等を越え、仮に、遺跡顕彰の物理的痕跡が現地の碑文などに最も顕著に現れるとしたら、平泉においても、その証跡は近代を待たなければならなかつたのではないかだろうか。

6. おわりに

以上、仙台藩による平泉の遺跡保護と顕彰について概観した。一部の史料から類推して論じている部分があり、今後、精査を必要とする内容も少なくないが、大枠においては、藩の平泉に対する姿勢をとらえることができたのではないかと考えている。

平泉の場合、現存寺社と遺跡とが重層していることが問題を複雑化させているのかもしれないが、遺跡保護の前提是、遺跡概念がどのように共通認識されているかにあると思われる。「風土記」による限り、寺院堂舎の跡が「旧跡」と「仏閣」にやや恣意的に分類されているほか、「旧跡」には伝承地や自然形成された地形を含んでいるなど、書き出された

項目と遺跡として保護の対象となる項目がどのように関係するのか不明瞭である。「風土記」の顕彰効果によって遺跡等の保護をうながした側面は否定できないように思うが、藩及び村における今日的な遺跡概念については、今後の検討課題である。

一方で「古館」、「古碑」についてはそれらの概念がほぼ共有されていたようである。今日では「城館跡」として区分される「古館」は、館主や規模などが記録される。しかし、多賀城跡にみたとおり、これらの遺跡に対して藩がどのような保護規制を行っていたのかについては、史料を確認することができず、現時点では不明と言わざるを得ない。

いずれ、平泉の遺跡の保護は、藩による寺社の保護と一体的に考えると理解しやすく、また、それは、藩内の他の寺院の保護と共通の土台を持ったものである。そのため、平泉の諸寺院跡及び平泉の遺跡群が藩から特別視されていたとは考えにくい。また、顕彰についても、藩全体の修史・地誌関連で平泉を理解すべきであり、古図などは、寺院側の事情による自発的顕彰という側面が強いものであったように思われる。

謝辞

「令和4年度遺跡整備・活用研究集会」における報告及びそのまとめとしての小論を作成するにあたり、小原祐子、櫻井友梓、鈴木雄己の各氏には、歴史用語の解釈や文献の収集に関してご教示いただいた。

【註】

- 1) 佐藤嘉広 2012 「平泉：仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の紹介」『月刊文化財』第580号 pp.34-44
- 2) 12世紀当時の建造物ではないが、現在金色堂の西北約90mに移築されている金色堂旧覆堂も、室町期の建築と見られている。(国宝中尊寺金色堂保存修理工事委員会編 1968 『国宝中尊寺金色堂保存修理工事報告書』彰国社)
- 3) 代表的なものに、入間田宣夫 2017 『仙台藩と平泉 仙台江戸学叢書76』大崎八幡宮
- 4) 「藩臣須知(別本)」(宮城県史編纂委員会 1970 『宮城県史32 史料集Ⅲ』所収)
- 5) 「安永風土記医王山毛越寺書出」(平泉町史編纂委員会 1993 『平泉町史 史料編二』所収)
- 6) 盛岡藩士清水秀全によるもの。(『平泉町史 史料編二』所収)
- 7) 藤島亥治郎編 1961 『平泉 毛越寺と観自在王院の研究』東京大学出版会
- 8) 森嘉兵衛監修 1990 『岩手県の地名 日本歴史地名大系第三巻』平凡社
- 9) 菊地章太 1989 『平泉古図覚書』『日本史学集録』第8号 pp.20-28
- 10) 「風土記」は、『平泉町史 史料編一』に収載されているが、「中尊寺村風土記御用書出」については脱漏していた。最近、一関市博物館によってその内容が確認されている。(鈴木雄己 2023 「中尊寺村・増沢村『風土記御用書出』の紹介」『一関市博物館研究報告』第26号 pp.15-26)
- 11) 註2文献 p.160
- 12) 「中尊寺白山宮拝殿建替書留帳」(『平泉町史 史料編一』423)
- 13) 「伊達家拝領能道具覚」(『平泉町史 史料編一』425)
- 14) 「伊達吉村判物」(『平泉町史 史料編一』313)
- 15) 「義経堂上棟文」(『平泉町史 史料編一』補遺・付録26)
- 16) 「峯之坊義経堂修覆願書」(『平泉町史 史料編一』376)
- 17) 「毛越寺衆徒中願書同添状写」(『平泉町史 史料編一』384)
- 18) 「伊藤儀右衛門口上書写」(『平泉町史 史料編一』284) 及び註2文献 p.160
- 19) 「毛越寺常行堂再建願写」、「毛越寺常行堂札墨書銘」(以上『平泉町史 史料編一』308、補遺・付録33)
- 20) 「中尊寺衆徒中願書」(『平泉町史 史料編一』260)
- 21) 「中尊寺衆徒十八坊連判口上書写」、「毛越寺衆徒十八坊連判口上書写」(以上『平泉町史 史料編一』392、393)
- 22) 註7文献 p.19
- 23) 「毛越寺衆徒中覚城坊再興願写」、「毛越寺衆徒柳下

坊・鳥屋崎坊連署口上書写」、「市重院口上書写」、「伊藤儀右衛門口上書写」、「毛越寺衆徒覺城坊口上書写」、「毛越寺衆徒金剛院願書写」、「百姓小市郎口上書写」（以上『平泉町史 史料編一』287-293）なお、元禄期にこのような土地所有をめぐる紛争が生じている理由として、寛文元年（1661）の北照井堰開通により農地への用水確保が容易になったことが考えられよう。

- 24) 前頁元禄2年の高館端郷肝入等から毛越寺に出された文書との関係も推測できる。
- 25) 註23に同じ。堂跡の保存が毛越寺覺城坊の再興と一体として主張されている。
- 26) 「毛越寺一山居屋敷・除地諸記録」（『平泉町史 史料編一』420）
- 27) 「中尊寺一山捷書写」（『平泉町史 史料編一』168）
- 28) 『宮城県史』所収史料に、註10文献の史料を加えた概数は次のとおり。「旧跡」681、「古館」731、「古碑」276、「古塚」460
- 29) 安倍辰夫・平川南編 1989『多賀城碑：その謎を解く』雄山閣出版
- 30) 高橋美貴 2016『仙台藩の御林の社会史 三陸沿岸の森林と生活』藩山房
- 31) 「公儀御用留」（『平泉町史 史料編一』328）
- 32) 「公儀諸願書上留」（『平泉町史 史料編一』375）また、現在進められている毛越寺境内の整備において、年輪から元禄4年（1691）に植樹された杉が確認されている（「令和元年度特別史跡毛越寺境内附鎮守社跡整備指導委員会資料」）
- 33) 平泉郷土館編 1988『平泉の古絵図』平泉郷土館
- 34) 千葉信胤 2019「平泉の地名伝承について」『岩手大学平泉文化研究センターワン報』第7集 pp.135-142

【図版出典】

図1 地理院地図に加筆